

## 第2章 組織計画

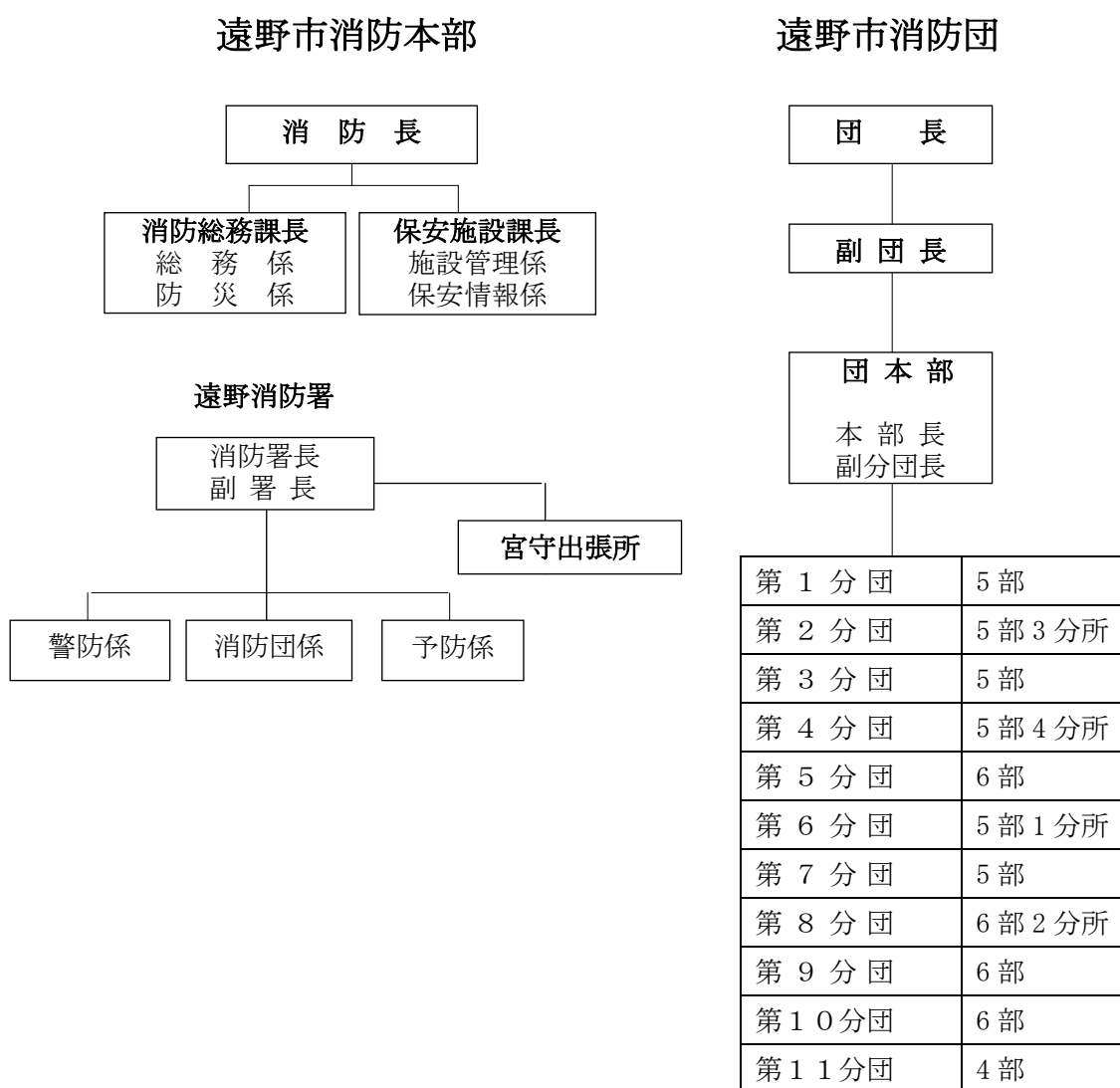
(趣旨)

この計画は、通常警防体制及び特別警防体制における消防機関としての組織機構を定めるものとする。

### 第1節 組織及び事務機構

(通常時の組織)

第1 通常時の組織機構は次のとおりとする。



(通常時の事務)

第2 通常時の事務機構

(1) 消防本部

消防 総務 課	課長 補佐	総務 係	係長 係員	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公印に関する事。</li> <li>(2) 文書事務の指導並びに文書収発、保存及び廃棄に関する事。</li> <li>(3) 告示、訓令、協定、通達等の調整に関する事。</li> <li>(4) 消防組織及び制度に関する事。</li> <li>(5) 事務能率の改善に関する事。</li> <li>(6) 職員の任免、配置及び派遣に関する事。</li> <li>(7) 勤務制度その他勤務条件に関する事。</li> <li>(8) 職員の装備被服等の支給及び貸与に関する事。</li> <li>(9) 職員の教育、研修及び勤務成績に関する事。</li> <li>(10) 職員の表彰に関する事。</li> <li>(11) 消防職員委員会に関する事。</li> <li>(12) 職員の服務規律及び分限並びに懲戒に関する事。</li> <li>(13) 職員に係る諸証明に関する事。</li> <li>(14) 職員の福利厚生に関する事。</li> <li>(15) 公務災害補償に関する事。</li> <li>(16) 消防長会、消防学校その他関係機関との連絡に関する事。</li> <li>(17) 儀式に関する事。</li> <li>(18) 消防本部行事及び会議に関する事。</li> <li>(19) 課内の庶務並びに消防本部各課及び消防署の分掌に属しない事項に関する事。</li> </ul>
		防災 係	係長 係員	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防防災行政の基本構想に関する事。</li> <li>(2) 重要施策の企画及び調査に関する事。</li> <li>(3) 事務事業の総合調整に関する事。</li> <li>(4) 自主防災組織に関する事。</li> <li>(5) コミュニティ防災資機材等の管理に関する事。</li> <li>(6) 災害警戒本部の設置に関する事。</li> <li>(7) 地震、風水害その他の地域災害被害の集計及び報告に関する事。</li> <li>(8) 消防年報等の消防本部統計に関する事。</li> <li>(9) 総合防災センターの整備運用に関する事。</li> <li>(10) 議会に係る消防本部各課及び消防署との連絡調整に関する事。</li> <li>(11) 遠野市各課と消防本部の政策事務の調整に関する事。</li> <li>(12) 防災ボランティアの育成及び指導に関する事。</li> </ul>

保安施設課	課長 補佐	保安情報係	係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法令に基づく危険物の規制及び保安に関すること。</li> <li>(2) 危険物施設の設置に関すること。</li> <li>(3) 危険物の査察指導に関すること。</li> <li>(4) 危険物貯蔵等の許認可に関すること。</li> <li>(5) 危険物施設防火団体の育成及び指導に関すること。</li> <li>(6) 危険物関係各種資格試験、講習等に関すること。</li> <li>(7) 火薬類の規制に関すること。</li> <li>(8) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関すること。</li> <li>(9) 電気用品安全法(昭和 36 年法律第 234 号)に関すること。</li> <li>(10) ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)に関すること。</li> <li>(11) 消防計画の策定及び消防業務の企画調整に関すること。</li> </ul>
			係員	<ul style="list-style-type: none"> <li>(12) 通信指令(管制)業務に関すること。</li> <li>(13) 消防通信施設及び指令室の整備及び維持管理に関すること。</li> <li>(14) 災害弱者緊急通報システムに関すること。</li> <li>(15) 災害出動部隊の連絡調整に関すること。</li> <li>(16) 緊急消防援助隊に関すること。</li> <li>(17) 消防相互応援協定に関すること。</li> <li>(18) 電子情報業務に関すること。</li> <li>(19) 災害広報業務に関すること。</li> <li>(20) 防災行政無線の運用に関すること。</li> </ul>
		施設管理係	係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防防災施設等整備計画の申請及び事業の実施に関すること。</li> <li>(2) 庁舎及び附属施設の維持管理に関すること。</li> <li>(3) 消防機器及び消防装備品等の維持管理に関すること。</li> <li>(4) 契約並びに物品の調達及び管理に関すること。</li> <li>(5) 消防本部、消防署及び出張所の管財に関すること。</li> <li>(6) 車両の維持管理、運行管理、安全管理等及び事故処理に関すること。</li> <li>(7) 消防水利及び水利計画に関すること。</li> </ul>
			係員	<ul style="list-style-type: none"> <li>(8) コミュニティ消防センターの維持管理に関すること。</li> <li>(9) 開発行為承認に関すること。</li> <li>(10) 課内の庶務に関すること。</li> </ul>

(2) 消防署

遠野消防署	消防署長	警防係	係長  係員	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防戦術及び消防部隊の運用の管理に関する事。</li> <li>(2) 消防活動に係る訓練及び演習に関する事。</li> <li>(3) 消防活動の安全管理に関する事。</li> <li>(4) 消防警戒区域立入証の交付等に関する事。</li> <li>(5) 消防訓練及び救急救助訓練に関する事。</li> <li>(6) 水火災の防衛及び警戒に関する事。</li> <li>(7) 消防隊の指揮統制に関する事。</li> <li>(8) 機関員の技術指導に関する事。</li> <li>(9) 消防本部車両の運行管理、安全管理等に関する事。</li> <li>(10) 通信業務に関する事。</li> <li>(11) 消防隊及び救急救助隊の運用に関する事。</li> <li>(12) 救急救助資機材の管理に関する事。</li> <li>(13) 救急医療機関及び関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>(14) 応急手当普及啓発推進に関する事。</li> <li>(15) 火災その他災害の情報収集及び伝達に関する事。</li> <li>(16) 火災の原因及び損害の調査及び報告に関する事。</li> <li>(17) たき火又は喫煙の制限区域の指定に関する事。</li> <li>(18) 建築物、工作物等の火災及び人命危険の予防措置等に関する事。</li> <li>(19) 消防活動計画及び警防査察に関する事。</li> <li>(20) 気象観測及び警報発令に関する事。</li> <li>(21) 消防法(昭和23年法律第186号)第9条の3の届出の受理に関する事。</li> <li>(22) 遠野市火災予防条例(平成17年遠野市条例第158号)第45条の規定による届出の受理に関する事。</li> <li>(23) 火災統計、救急救助統計及び消防情報の報告に関する事。</li> <li>(24) 警防計画、救急救助業務計画及び調査に関する事。</li> <li>(25) 地震、風水害その他の災害による被害の調査に関する事。</li> <li>(26) 水利施設の点検に関する事。</li> <li>(27) 管轄区域の火災、救急業務その他の災害事案の証明に関する事。</li> </ul>
	副署長			消防団係

			<ul style="list-style-type: none"> <li>(8) 消防協会に係る事務に関する事</li> <li>(9) 公印の管理に関する事。</li> <li>(10) 消防署に属する予算経理に関する事</li> <li>(11) 消防署に属する文書の収発及び保存に関する事。</li> <li>(12) 消防署の職員の研修に関する事。</li> <li>(13) 出張所との事務連絡調整に関する事。</li> <li>(14) 消防署内の行事及び会議に関する事。</li> <li>(15) 消防署の庶務及び他の係に属しない事務に関する事。</li> </ul>
		<p style="text-align: center;">予 防 係</p> <p style="text-align: center;">係 長</p> <p style="text-align: center;">係 員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 火災予防行政の総合企画及び調査研究に関する事。</li> <li>(2) 立入検査及び違反処理に係る事務に関する事。</li> <li>(3) 遠野市火災予防条例に関する事。</li> <li>(4) 防火対象物定期点検報告制度に関する事。</li> <li>(5) 建築確認等の同意事務に関する事。</li> <li>(6) 自主点検報告表示制度に関する事。</li> <li>(7) 防火対象物の火災予防措置及び違反処理に関する事。</li> <li>(8) 防火対象物の消防計画及び防火管理に関する事。</li> <li>(9) 消防用設備等の着工及び設置の届出による事務に関する事。</li> <li>(10) 消防用設備等の点検報告に係る事項の処理に関する事。</li> <li>(11) 防火対象物台帳管理に関する事。</li> <li>(12) 火災予防広報に関する事。</li> <li>(13) 住宅防火対策に関する事。</li> <li>(14) 遠野市火災予防条例第 23 条第 1 項ただし書の承認に関する事。</li> <li>(15) 法令に基づく許可、承認、検査、届出等の受理に関する事。</li> <li>(16) 火気使用設備及び器具に関する事。</li> <li>(17) 遠野市火災予防条例第 43 条及び第 44 条の規定による届出並びに第 46 条及び第 47 条の規定による届出並びに指定数量未満の危険物又は指定可燃物のタンクの水張検査及び水圧検査に係る事項の処理に関する事。</li> <li>(18) 婦人消防協力隊、幼年消防クラブ、少年消防クラブその他防火防災団体の育成及び指導に関する事。</li> <li>(19) 防火管理者の育成及び指導に関する事。</li> <li>(20) 予防統計に関する事。</li> </ul>

(3) 出張所

出張所	出張所長	出張所長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防署の事務の連絡調整に関する事。</li> <li>2 出張所内行事及び会議に関する事。</li> <li>3 出張所職員の旅行命令、時間外命令に関する事。</li> </ol>
		消防団担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 出張所に属する文書の収発及び保存に関する事。</li> <li>2 消防団の儀式に関する事。</li> <li>3 出張所に属する予算経理に関する事。</li> <li>4 出張所内の庶務及び他の係並びに消防署に属さない事務に関する事。</li> <li>5 消防署からの特定事務に関する事。</li> <li>6 公印の管理に関する事。</li> </ol>
		警防担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防活動に係る訓練及び演習に関する事。</li> <li>2 消防活動の安全管理に関する事。</li> <li>3 軽易な火災の原因及び損害額の調査に関する事。</li> <li>4 消防訓練及び救急救助訓練に関する事。</li> <li>5 水火災の防御及び警戒に関する事。</li> <li>6 消防隊救急救助隊の運用に関する事。</li> <li>7 救急救助資機材の管理に関する事。</li> <li>8 消防統計及び救急救助統計の調整及び資料の収集に関する事。</li> </ol>
		予防担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火災予防広報に関する事。</li> <li>2 婦人消防協力隊、その他防火団体の育成及び指導に関する事。</li> <li>3 通信業務に関する事。</li> <li>4 地水利の調査に関する事。</li> <li>5 地震、風水害、その他の災害による被害の調査に関する事。</li> <li>6 ガス等の貯蔵、条例等に基づく届出事項の受理に関する事。</li> </ol>
		保安施設担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保安施設課からの特定事務に関する事。</li> </ol>

## (4) 消防団

団本部	団 長	(1)	総括	
	副 団 長	(2)	団長補佐（庶務・警防・予防）	
	本 部 長	(1)	団事務総括	
	副分団長	(1) 〔訓練指導員〕	1 本部長を補佐すること。 2 訓練指導員の統率、消防技術、指揮要領の向上に関する事 3 団員に必要な基礎的知識、技術、規律の保持に関する事 4 団員の訓練指導教育に関する事。	
	部 長	庶務部会	部 長	1 団員の任務、服務、賞罰その他人事に関する事。 2 予算及び経理に関する事。 3 団員の福利厚生に関する事。 4 団事務の総合調整に関する事。 5 儀式に関する事。
		警防部会 〔訓練指導員〕	部 長	1 水、火災防ぎよ及び警戒に関する事。 2 消防水利の調査保全に関する事。 3 消防機械器具の整備点検に関する事。 4 その他警防、訓練に関する事。 5 消防技術・指揮要領の向上に関する事。 6 団員に必要な基礎的知識、技術、規律の保持に関する事。 7 団員の訓練指導教育に関する事。
		予防部会	部 長	1 火災予防の普及宣伝に関する事。 2 防火点検に関する事。 3 その他の予防に関する事。
		ランパ隊部会	部 長	ランパ隊との連絡調整に関する事。
	分団本部	分 団 長	(1)	分団総括
		副分団長	(1) 〔訓練指導員〕	1 分団長を補佐すること。 2 消防技術・指揮要領の向上に関する事。 3 団員に必要な基礎的知識、技術、規律の保持に関する事。 4 訓練指導教育に関する事。
部 長		庶務係	部 長	1 分団人事の内申に関する事。 2 分団予算及び経理に関する事。 3 分団員の福利厚生に関する事。 4 分団事務の調整及び団本部との連絡調整に関する事。 5 その他、他係に属さないこと。
		警防係	部 長	1 水、火災防ぎよ及び警戒に関する事。 2 消防水利の調査保全に関する事。 3 消防機械器具の整備点検に関する事。 4 その他、警防訓練に関する事。
	予防係	部 長	1 火災予防の普及宣伝に関する事。 2 防火点検に関する事。 3 その他予防に関する事。	

## 第2節 通常災害時の部隊編成

(消防隊の編成基準)

第1 消防隊は大隊、中隊、小隊とし、次に掲げる基準により編成する。ただし、この基準により難しいときはこの限りでない。

	消防署所		消防団	
	編成基準	隊長	編成基準	隊長
小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防隊 3名</li> <li>・消防隊 3名</li> <li>・救急隊 3名</li> <li>・救助隊は消防隊で編成する</li> </ul>	小隊長 消防副士長以上	1個部  4～5名	部長
中隊	2個小隊以上	中隊長 消防司令補又は 消防士長以上	1個分団	分団長
大隊	2個中隊以上	大隊長 消防司令以上	2個分団以上	副団長又は 先任分団長
大隊長(署隊長)		消防署長	団隊本部長	消防団長

(消防隊等の部隊運用)

第2 消防部隊は、消防長及び消防団長が別に指示する場合を除き、消防本部にあっては署所単位に、消防団にあっては分団単位に運用することができる。

## 第3節 通常警防体制及び特別警防体制

(通常警防体制)

第1 通常災害時における警防体制を通常警防体制という。

(特別警防体制)

第2 非常災害時における警防体制を特別警防体制という。

(通常警防体制の組織編成)

第3 通常警防体制の組織編成は、第4に定める特別警防体制の組織編成に準ずる。



(特別警防体制の組織編成)

第4 特別警防体制とは、非常災害時における警防体制で、災害が発生し、又は発生するおそれが高く、通常警防体制では対応できない事象に対処するために、消防職員の動員及び消防隊等の増強を必要とするもので、その組織編成は次表のとおりとする。

2 特別警防体制時の組織図は別表第1のとおり。

(1) 特別警防体制組織編成

	任務分掌	職名	要員	車両区分	備考
消防本部 (警防本部)	本部長 (第3指揮体制現場指揮者)	消防長	1		
	副本部長	消防総務課長	1		消防総務課長に事故あるときは、保安施設課長が兼務する。
	警防総務	消防総務課長(兼務) 消防総務課長補佐 消防総務課員	1	適宜	・市災害警戒本部又は同対策本部の事務分掌に準拠する災害活動。 ・前述に該当しない災害活動では、情報の収集、情報の記録、報道対応及び情報の配信(市部課長配信含む)。
	警防総務長 警防総務長補佐 警防総務員		1 2~		
	指令室				
指令室長 室長補佐 指令室員	保安施設課長 保安施設課長補佐 保安施設課員	1 1 2			
消防署 (署隊本部)	署隊長(大隊長) (第1、2指揮体制現場指揮者)	消防署長	1	指揮1 指揮2	・第1、2指揮体制現場指揮者は消防署長。 ・署指揮隊は消防活動劣性時又は適宜において、災害現場では次の活動支援を行う。 ①消防活動、②救急活動、 ③救助活動
	署隊副長(署指揮隊長)	副署長	1	指揮1	
	署指揮隊兼活動支援隊	署係長、主査	2~	指揮1	
	消防署隊 中隊長 3個中隊(1個中隊9名)	当直長	3 27	タンク車2号 ポンプ車3号 ポンプ車4号 救助工作車 高規格救急1 高規格救急3	中隊長は現場指揮者が現場到着までの間、災害現場の指揮代行を行う。 また、同現場で中隊長等の各級指揮者が複数人の場合、次の順位により指揮権が決定する。 ①上位階級の指揮者 ②管轄の指揮者 ③先着の指揮者
	出張所隊 出張所隊長 3個小隊(1個小隊4名)	出張所長	1 12	ポンプ車 高規格救急2 水防広報4号	出張所長は官守管内(小友含む)で火災及び必要により出動する。また、消防署長命により出動する。

※ 適宜とは、災害形態を勘案した車両選択

(2) 消防団 特別警防体制組織編成表

所属	要員	車両	任務分掌
団本部	団長、副団長		消防現場指揮本部と連携、団隊の総括指揮
分団本部	分団長、副分団長	所属車両等	分団隊の指揮、水利統制、災害記録、筒先配備と警戒活動
分団各部	部長等	所属車両	人命救助、火災防ぎよ、災害防除、警戒活動

(特別警防体制の事務機構)

第5 特別警防体制の事務機構は次のとおりとする。

<b>警防本部長 消防長</b> <b>副本部長 消防総務課長</b>	
任 務	任 務 分 掌
<b>警 防 総 務</b> 警防総務長 消防総務課長 警防総務長補佐 消防総務課長補佐 警防総務員 消防総務課員	1 市災害警戒本部に関すること。 2 市災害対策本部に関すること。 3 非常召集の伝達に関すること。 4 災害広報、災害情報収集及び災害記録に関すること。 5 県、市町村、その他関係機関との連絡調整に関すること。 6 気象注意報等の受理、伝達に関すること。 7 報道対応に関すること。 8 消防部隊の支援補給に関すること。
<b>警防本部指令室</b> 指令室長 保安施設課長 室長補佐 保安施設課長補佐 指令室員 保安施設課員	1 出場指令に関すること。 2 通信管制及び通信統制に関すること。 3 応援要請に関すること。 4 防災関係機関との連絡調整に関すること。 5 支援情報の収集とその伝達に関すること。 6 災害広報、災害情報収集及び災害記録に関すること。
<b>署隊本部</b> 署隊長 (大隊長) 消防署長 署隊副長(指揮隊長) 副署長	1 消防部隊の指揮に関すること。 2 災害実態及び部隊活動の状況把握に関すること。 3 情報収集、分析及び部隊活動の決定に関すること。 4 警防本部との連絡調整に関すること。 5 消防部隊の通信統制に関すること。 6 消防隊等の増強要請に関すること。 7 現場広報に関すること。

## 第4節 警防本部の設置

(警防本部及び署隊本部の設置)

第1 消防長は、次に掲げるときは、消防本部に警防本部を設置し、又必要により消防署に署隊本部を設置するものとする。

なお、署隊本部は単独で活動できるものとする。

- (1) 遠野市災害対策本部（以下「災対本部」という。）が設置されたとき。
  - (2) 遠野市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）が設置され、消防長が必要と認めるとき。
  - (3) 第13章火災防ぎょ計画で定めるところによる。
  - (4) 第14章地震・風水害・豪雪等警防計画で定めるところによる。
  - (5) 第16章救急救助計画で定めるところによる。
  - (6) 第17章消防応援計画、第18章遠野市緊急消防援助隊受援計画で定めるところによる。
  - (7) その他、消防長が必要と認めるとき。
- 2 警防本部及び署隊本部の編成及び規模等は、消防長が事象に応じて指定するものとする。
- 3 警防本部の開設は消防総務課長が、署隊本部の開設は消防署長が担当するものとする。
- 4 消防長又は所属長は、警防本部又は署隊本部を開設したときは、通常業務を縮小又は中断し、必要により特別警防体制の確立を図らなければならない。
- 5 所属長は、特別警防体制が発令されたときは、予想される災害の程度に応じて非番職員等(勤務を割り振られていない者、休暇中の者及び勤務外である者をいう。以下同じ。)を召集する等により、特別警防体制の強化を図らなければならない。
- 6 消防長は、災対本部又は警戒本部が縮小若しくは廃止されたとき、又は災害等が終息し、災害活動の継続が必要ないと認めるときは、警防本部及び署隊本部を縮小又は廃止するものとする。

(警防本部の組織及び任務分掌)

第2 警防本部の組織

- (1) 警防本部に警防本部長を置き、消防長をもって充てる。
- (2) 警防本部長は、警防本部を統括する。
- (3) 署隊本部に署隊長を置き、消防署長をもって充てる。
- (4) 署隊長は、署隊本部を統括する。

2 警防本部等の任務分掌

第2章第3節第5に定める特別警防体制の事務機構を準用する。